

第 2 3 回 運転管理検討会 議事録

1 . 開催日時：平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日 (水) 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 4 5

2 . 開催場所：日本電気協会 4 D 会議室

3 . 参加者 (順不同 , 敬称略)

委員：幅野・富田 (東京電力) , 坂元 (関西電力) , 浦野 (日本原子力技術協会) ,
市川 (電源開発) , 長谷川 (北海道電力) , 陸浦 (中国電力) , 村上 (四国
電力) , 宮北 (BTC) , 勝矢 (NTC) 古館 (東北電力) , 中林 (三菱重工業)
(計 1 2 名)

代理出席者：名知 (日本原電・山崎代理) , 中田 (北陸電力・太田代理) , 篠原 (九州
電力・河津代理) (計 3 名)

欠席：井川 (中部電力) , 瀧澤 (東芝) , 村田 (日立 GE) (計 3 名)

事務局：大東 (日本電気協会) (計 1 名)

4 . 配付資料

資料 23-1 運転管理検討会委員名簿

資料 23-2 第 22 回運転管理検討会 議事録 (案)

資料 23-3 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程 JEAC4804-2008 の改訂について (案)

資料 23-4 JEAC4804-20XX 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程 (案)

資料 23-5 JEAC4804-20XX 「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」改訂版
コメン集約表

参考資料 1 第 17 回運転・保守分科会議事録 (案)

参考資料 2 第 34 回原子力規格委員会議事録

参考資料 3 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和 53 年通商産業省
令第 77 号) 第 12 条 4 号の規定に基づき経済産業大臣が行う確認に関する
指針 (内規) 」の一部改正 (平成 21・02・06 原院第 3 号) のお知らせ

5 . 議事

(1) 会議定足数の確認について

事務局より , 委員総数 18 名に対して本日の出席委員数は , 代理委員も含めて 15 名で ,
検討会決議に必要な委員総数の 2 / 3 以上の出席が確認された。

(2) 代理参加者及びオブザーバ参加者の承認について

上記 , 代理出席者 3 名の会議参加について , 検討会主査から承認された。

(3) 前回議事録 (案) の承認

事務局より , 資料 23-2 に基づき , 前回の検討会議事録 (案) が紹介され , 承認され
た。

(4) 第 17 回運転・保守分科会議事録 (案) および第 34 回原子力規格委員会議事録の紹介
事務局より , 参考資料 1, 2 に基づき , 第 17 回運転・保守分科会議事録 (案) および

第 34 回原子力規格委員会議事録が紹介された。

(5) JEAC4804 改定について

坂元副主査，富田委員より，資料 23-3～5 について説明があり，JEAC4804 改定について議論を行った。今後のスケジュールとしては，資料 23-3 の通り H22 年 2 月くらいの分科会に中間報告して，その次の分科会での最終審議を目指して検討していくこととなった。

主なコメントは，以下のとおり。

- a . 分科会での説明資料は，概要説明資料と見え消しの規格改定案でよいと思う。より説明性が向上するのであれば，規格案の前後比較表も準備してもよいと思うが，この程度の改定であれば不要と思われる。
 - b . 上位委員会に上程する時に，スケジュールはあった方がよいのか。
あくまでも予定なので，無理に示す必要はない。ただ，どのように考えているのかを示すために，中間報告で提示してもよいと思う。その際には，下作業の日程までは明示しなくてもよい。
 - c . NISA 内規と JEAC4804 は似て非なるもので，内規はどちらかということと事業者が判定することを書いていて，場合によっては判定機関を指定しなさいと書いていて，一方，JEAC4804 では最初から判定機関を指定して判定すると書いていて，もう一つのやり方を捨てているのであるが，JEAC 側も両方のやり方を書くべきかが気になっていたが，NISA とヒアリングした際に特に気にしていないということであったので，本案のような方向性とした。
 - d . 今回の JEAC 改定は，NISA に確認をいただいた事業者の合否判定規程との差異を是正することが一番の目的である。
 - e . 事業者の合否判定規程をベースに見直しを考えたので，並び方などが変わっているため，目次の前後比較表を作成するなど，わかりやすく説明できるようにした方がよい。
 - f . 更新の際の合格証交付日が土曜，日曜になるのはおかしいのではないかというような議論になることを避けるために，柔軟に対応できるような形にしたい。交付日については，JEAC には定めずに判定機関に委ねるような運用が望ましい。
 - g . 合格証交付日と合格証有効期間を分離するようにすれば，有効期間の開始日に合格証が届いていないというようなことも是正可能となる。
- 更問．新規交付の場合にはどうなるのか。新規で取る方は，いきなり運転責任者の職務にはつかないとは思いますが，土日が交付日になるのは問題ということであれば，更新の場合だけではなく，新規の場合も考慮してはどうか。
- 新規の合格証は，運転実技試験合格の有効期間の六カ月以内に交付となっている。
- h . 合格証の有効期限に切れ目が生じないような記載としなければいけない。5.8 d) と 6.6 d) , e) の表現は，今後検討していく。
 - i . 判定の保留は，更新の場合も一部そのように解釈して JEAC4804-2008 だと素直に読めるようになっている。そのプロセスを一つの章として残すか，更新の中に入れるか，

合否判定規程との整合もあるが、レア・ケースなので一つの章としなくてもよい気がする。

- j .新規交付の場合は起点が無いので、解説 6 は新規と更新で分けて表現した方がよい。
- k .今やっていることと、これから見直しをかけようとしていることの整合性を考慮する必要があるため、現状をよく分析して検討を行うこととする。「原子炉の運転に関する業務に 5 年以上従事」や「過去 1 年以内に同一型式の原子炉の運転に関する業務に 6 月以上従事」などの条件をエントリーの時点で満足していればわかりやすいが、現状を確認した方がよい。エントリーの時点で期間を満たさない人が、合格証交付の時点では期間を満たすケースの扱いについて考慮すべきである。JEAC でどこまで決めるべきかという議論もある。
- l . 判定日、交付日など起点の考え方は整理した方がよいが、最終判定の段階までには必要な要件を満たしていなければいけないというのが基本的な考え方である。
- m . 判定日という定義がない。過去 1 年以内の起点がない、それをどうするのかというのが問題である。
- n . 解説 9 は、6.2 b)の解説なのか。a)、b)両方にかかるのであれば不整合が生じるので、明確にするべきである。
- o . 業務に従事した期間で、運転業務 1~15 日 = 15 日、インストラクタ 16~30 日 = 15 日となった場合、どちらを 1 月としてカウントするかという件については、解説を加えることを検討する。
- p . 「原子炉のすべての廃止を経済産業大臣に届け出た日」が具体的ではないので、廃炉の場合、運転責任者がいなくなるのはいつからなのか等、廃炉手続きを経験している日本原子力発電、中部電力の状況を踏まえて記載を検討する。
- q . 「運転実技試験問題の例 (PWR)」は実態と合っていなかったり、表題が具体的すぎて内容を絞り込み易いなどの問題があるので、設置許可申請書の記載を呼び込むこととしたい。

PWR と BWR で記載のレベルが違っていて、BWR の方がかなり細かい。

PWR と BWR のバランスも含めて、関西電力、NTC で継続検討する。

(6) その他

- a . 次回運転管理検討会は 12 月上旬の開催を目途として、別途、日程調整を行なうこととした。

以 上